

彦根駅東土地区画整理事業換地処分に伴う
町名地番変更に係る住所変更手続き

案内書

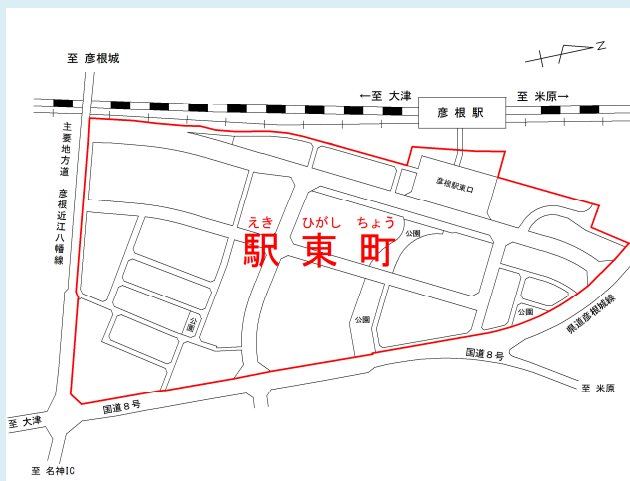


彦根駅東土地区画整理事業によって平成29年11月25日(土)から新しい町「駅東町」が誕生します。住所変更の手続きについて、皆様に変更手続きを行っていただく必要がある主なものを案内書として取りまとめました。

■町名変更により住所変更が行われます。

彦根駅東土地区画整理事業によって新たに「駅東町」が誕生します。この区域は、道路、河川、公園及び消防施設の公共施設整備と併せ、宅地が再配置されていますので、新たな町界の設定とこれに伴う町名地番の変更により、住所も変更されることになります。

なお、新しい町の区域と町名は、換地処分の公告の日の翌日(平成29年11月25日)から変更となります。



えきひがしちょう
新しい町名は「駅東町」

町名の意味：彦根駅の東側に位置する新しいまち

◎住民票の住所の書き換えについて

住民票の住所は、市役所が換地処分の公告の日の翌日(平成29年11月25日)に、次のとおり書き換えます。

- ① 現在お住まいの仮換地(保留地)の公図上の地番に住民票の住所を設定されている方
- ② 仮換地(保留地)にお住まいを移転された以降も、住民票の住所を以前のお住まいのままにしてある方
- ③ 地区内に新しくお住まいになった際、住民票の住所に仮換地(保留地)の公図上の地番以外の町名地番を使用されている方

現在お住まいの仮換地(保留地)に与える新しい町名地番に書き換えとなります。

駅東町地区内に住民票の住所を設定されているが、お住まいになられていない方

住民票の住所の公図上の地番に対応する仮換地(保留地)に与える新しい町名地番に書き換えとなります。

◎本籍地の書き換えについて

本籍地は、市役所が換地処分の公告の日の翌日(平成29年11月25日)に書き換えます。

本籍地を書き換え以外のところに設定されたい場合は、ご自身で転籍届が必要となります。

本籍地は、本籍地が設定されている従前地の権利に対応する仮換地に与える新しい町名地番に書き換えとなります。

■町名地番変更証明書の無料発行について

- 町名地番変更証明書(以下「証明書」と言います。)は、登記簿の登記名義人住所変更登記の手続きや免許、許可、認可等の各種届出における住所変更手続きに必要な証明書です。
- 個人の証明書は、「住所変更」と「本籍地変更」の2種類となります。
 - ・ 駅東町に住所を設定されている方には、市民課より新住所の通知を致します。
 - ・ 「住所変更」の証明書の交付は、平成29年11月27日(月)から行います。
 - ・ 「本籍地変更」の証明書の交付は、換地処分の公告の日から2週間後となる予定です。
 - ・ 証明書の交付には、申請書の提出が必要です。
 - ・ 上記申請書は、市役所の市民課の窓口での交付のほか、ホームページからもダウンロードできます。(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、毎週木曜日に限り午後7時まで延長します。)※土曜日、日曜日および祝日を除く
- 法人や個人事業所の証明書は、「所在地変更」の1種類となります。
 - ・ 「所在地変更」の証明書の交付は、平成29年11月27日(月)から行います。
 - ・ 証明書の交付には、申請書の提出が必要です。
 - ・ 上記申請書は、市役所の市街地整備課の窓口での交付のほか、ホームページからもダウンロードできます。
 - ・ 申請を受付後、証明書の発行準備が出来ましたら、別途ご連絡させていただきます。(午前8時30分から午後5時15分まで。) ※土曜日、日曜日および祝日を除く

■郵便番号の変更について

- 区域内的の郵便番号は、下記のとおり変更となります。

区域内的の	古 沢 町	522-0007	➡	駅 東 町	522-0010
	安清東町	522-0008			
	外 町	522-0009			
	里 根 町	522-0022			

■日本郵便㈱の無料はがきについて

- 新しい住所や郵便番号をお知り合いやお取引先などにお知らせいただくため、日本郵便㈱から通信事務として配達される無料の住所変更のお知らせはがきを1世帯または1法人あたり最大50枚まで市街地整備課の窓口にて交付します。
 - ・ 「住所変更のお知らせはがき」の交付は、平成29年11月27日(月)から平成30年3月30日(金)まで実施します。
 - ・ 交付を希望される方は、市街地整備課までお申し付けください。(午前8時30分から午後5時15分まで。) ※土曜日、日曜日および祝日を除く

■住所変更に伴う諸手続きについて

住所変更で手続きが必要となるのは、 換地処分の公告の日の翌日(平成29年11月25日)以降です。

換地処分に伴う住所変更で、行政が管理している登録住所や皆様がお持ちの証書なども新しい住所となります。市役所の公簿類(住民票、戸籍など)のように、市役所が職権で新しく書き換えるものもありますが、皆様がご自身で変更の手続きをしていただくものもあります。

また、民間企業等との契約などは、企業等によって手続きが異なりますので、お手数ですがお問い合わせ先にお尋ねいただくこととなります。

主な手続き等を案内書として取りまとめましたので、ご確認ください。

- 住所変更の手続きが「必要」なもの、「不要」なものがありますので、ご確認ください。
- 一覧表に記載以外の免許、許可、認可等についても、法律や条例等で住所変更の届出が定められているものは、ご自身で手続きをしていただくこととなります。
- 手続きの時期の欄の「実施日」とは、換地処分の公告の日の翌日(平成29年11月25日)のことです。
- 必要書類等の欄の「証明書」とは、「町名地番変更証明書」のことです。
- 手続き等の詳しい内容は、次に記載しておりますお問い合わせ先にお尋ね下さい。

◆市役所が公簿類の書き換えを行うもの(皆様による変更手続きは不要)

事項	該当者	手続き	お問い合わせ先
住民票(住民基本台帳)	住民登録をしている方	・手続きの必要はありません。 ・市役所が新しい住所、本籍に書き換えます。	彦根駅西口仮庁舎3階 市民課 0749-30-6111
戸籍簿(本籍欄)	本籍がある方		
戸籍の附票(住所欄)	住民登録をしている方		
印鑑登録原票	印鑑登録をしている方		
固定資産税課税台帳	区域内に不動産をお持ちの方	・手続きの必要はありません。 ・市役所が新しい住所に書き換えます。	彦根駅西口仮庁舎3階 税務課 0749-30-6138

◆皆様による住所変更の手続きが「不要」なもの「必要」なもの(市役所関係)

- 住所変更の手続きをしなくても受けられるサービスもありますが、保険証などを身分証明書として利用されている場合は、変更手続きされることをお勧めします。
- 住所変更が必要となるものは、お手数ですが市役所の担当窓口までお越しいただくこととなります。

事項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
住民基本台帳カード (写真無) ※住所変更と同時に電子証明は失効します。	左記のカード等 をお持ちの方	・ 実施日以降 速やかに (カードに記載 の住所を書き 換えます。)	・手続きの必要はありません。	彦根駅西口仮庁舎3階 市民課 0749-30-6111
住民基本台帳カード (写真付) ※住所変更と同時に電子証明は失効します。			・住民基本台帳カード (写真付) (暗証番号が必要)	
マイナンバー通知カード			・マイナンバー通知カード ・本人確認書類	
マイナンバーカード ※住所変更と同時に電子証明は失効します。			・マイナンバーカード (暗証番号が必要) ※署名用電子証明の 再発行手続き	
在留カード 特別永住者証明書			・在留カードまたは特別 永住者証明書	
国民年金第1号被保険者の 住所(自営業の方など)	国民年金に加入 の方	・手続きの必要はありません。 ・市役所が新しい住所に書き換えます。		
後期高齢者医療被保険者証	被保険者証を お持ちの方			彦根駅西口仮庁舎3階 保険年金課 0749-30-6112
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証をお持ち の方			
後期高齢者医療特定疾病療養受療証	受療証をお持ち の方			
国民健康保険被保険者証	被保険者証を お持ちの方			
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ち の方	・手続きの必要はありません。 ・実施日以降に市役所から順次郵送します。(郵送されるまでは、従来のものをそのままお使いいただけます。)		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証をお持ち の方			
国民健康保険限度額適用認定証				
福祉医療費受給券・助成券 (乳幼児、ひとり親、重心障害、老人、精神障害)	受給券もしくは 助成券をお持ち の方			
介護保険被保険者証	被保険者証を お持ちの方			

事項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・更新時に書き換わります。(ただし、すぐに表示の変更が必要な方は、実施日以降にお申し出下さい。) 		福祉センター内 子育て支援課 0749-26-0994
介護保険負担額限度額各種認定証	認定証をお持ちの方			福祉センター内 介護福祉課 0749-23-9660
介護保険負担割合証	割合証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・実施日以降に市役所から順次郵送します。(郵送されるまでは、従来のものをそのままお使いいただけます。) 		
生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証	確認証をお持ちの方			
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日以降速やかに障害福祉課の窓口で変更手続きをして下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・印鑑 	障害者福祉センター内 障害福祉課 TEL 0749-27-9981 FAX 0749-26-1767
療育手帳				
精神障害者保健福祉手帳				
自立支援医療(精神通院)受給者証	受給者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・次回更新時まで、そのままお使い下さい。 ・更新時に書き換わります。(ただし、すぐに表示の変更が必要な方は、実施日以降にお申し出下さい。) 		
自立支援医療(更生医療)受給者証				
自立支援医療(育成医療)受給者証				
障害福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方			
特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。(証書の再発行を希望される方は、実施日以降にお申し出下さい。) 		
特別障害者手当	手当を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・障害福祉課で変更します。 		
障害児福祉手当				
母子健康手帳	手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・ご本人で書き換えてご使用下さい。 		くすのきセンター内 健康推進課 0749-24-0816

事項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
市内の幼稚園、保育園(所)等への住所変更手続き(公立、私立とも)	市内の幼稚園、保育園(所)等に通う子のいる保護者	・実施日以降速やかに	・変更届(書類は通園先にあります。) ※通園先に提出して下さい。(幼児課への届出は不要です。)	子の通園(所)先 福祉センター内 幼児課 0749-23-9597
市外の幼稚園、保育園(所)等への住所変更手続き	市外の幼稚園、保育園(所)等に通う子のいる保護者	・実施日以降速やかに	・変更届(様式や提出先等は、通園先にお問い合わせ下さい。) ※必ず彦根市幼児課にもお越し下さい。	市民会館内 学校教育課 0749-24-7973
市立の小・中学校への住所変更手続き	市立学校に通う子のいる保護者	・実施日以降速やかに通学している学校に連絡して下さい。		市民会館内 学校教育課 0749-24-7973
私立の小・中学校への住所変更手続き	私立学校に通う子のいる保護者	・子の通学先にお問い合わせ下さい。		子の通学先
放課後児童クラブへの住所変更手続き	市内の放課後児童クラブに通う子のいる保護者	・実施日以降速やかに	・変更届(書類は各クラブにあります。) ・入会している放課後児童クラブに提出して下さい。	各クラブ 市民会館内 生涯学習課 0749-24-7974
畜犬登録(犬の登録)	犬の登録をされている方	・手続きの必要はありません。 ・市役所が新しい住所に書き換えます。		彦根駅西口仮庁舎3階 生活環境課 0749-30-6116
図書館利用者カード	利用者カードをお持ちの方	・手続きの必要はありません。 ・実施日以降、来館された際に、窓口へ申し出て下さい。		図書館 0749-22-0649
市立病院診察券	診察券をお持ちの方	・手続きの必要はありません。 ・実施日以降、来院された際に、窓口へ申し出て下さい。		市立病院医事課 0749-22-6050
上下水道使用者の住所	上下水道の使用者	・手続きの必要はありません。 ・市役所が新しい住所に書き換えます。 ※検針時期により、旧住所で表記された検針票や納付書が発送される場合がありますので、ご了承下さい。		上下水道料金お客様サービスセンター 0749-27-2802 彦根市旭町1-22
排気量50ccを超え125cc以下の自動二輪車、原動機付き自転車の住所変更	自動二輪車等をお持ちの方	・彦根市に住民登録のある方は、手続きの必要はありません。 ・法人等は手続きが必要となりますので、お問い合わせ先にお尋ねください。		彦根駅西口仮庁舎3階 税務課 0749-30-6140
法人市民税に係る法人の所在地変更届	区域内に事務所、事業所等を設けている法人の代表者	・実施日以降速やかに	・法人等異動届出書 ・登記事項証明書(写)	
入札参加資格者登録の変更	彦根市に入札参加資格を有する事業者	・実施日以降速やかに	・入札参加資格審査申請書記載事項変更届	市役所別館2階 契約監理室 0749-30-6110
彦根市に届出をしている本店・支店等の所在地の変更	彦根市に届出をしている会社等	・市役所の関係する所属にお問い合わせ下さい。		市役所の関係する所属

■皆様がご自分で住所変更の手続きをしていただくもの(市役所以外)

○ 以下の表では、主な各種手続きについてのご案内をしておりますが、手続きの期間や方法、必要書類等については、お問い合わせ先の関係官公庁・団体等にお尋ねいただくこととなります。

●年金・健康保険関係の手続きについて

- 第1号被保険者(国民年金に加入の自営業の方など)の方は、住所変更の手続きは必要ありません。
- 国民健康保険の被保険者の方は、住所変更の手続きは必要ありません。実施日以降に市役所から順次郵送します。

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
第2号被保険者の住所変更(厚生年金の加入者)	厚生年金保険被保険者の方	・実施日以降お早めに (届出は勤務先)	・変更届	厚生年金加入者の勤務先
第3号被保険者の住所変更届(「第3号被保険者」とは、第2号被保険者に扶養されている配偶者)	国民年金第3号被保険者の方	・実施日以降お早めに (届出は配偶者の勤務先)	・変更届	
国民年金・厚生年金受給者	・手続きの必要はありません。 ・年金証書は、そのまま大切に保管して下さい。			日本年金機構 彦根年金事務所 0749-23-1116 彦根市外町169-6
共済年金受給者	共済年金を受給されている方	・実施日以降お早めに	・年金受給先の共済組合にお尋ねください。	年金受給先の共済組合
心身障害者扶養共済加入(年金)証書	証書をお持ちの方	・年1回の現況届時に変更手続きをして下さい。 ※詳細は、扶養共済加入(支給)窓口の団体にお尋ねください。		扶養共済加入(支給)窓口の団体
全国健康保険協会(協会けんぽ)や健康保険組合が管掌する健康保険の変更届	健康保険に加入している被保険者の方	・実施日以降速やかに (届出は勤務先)	・変更届	健康保険加入者の勤務先
健康保険任意継続被保険者関係変更届	協会けんぽの任意継続の保険証をお持ちの方	・実施日以降お早めに ※保険証裏面の住所欄を本人で訂正し使用して下さい。	・変更届	全国健康保険協会 滋賀支部(協会けんぽ) 077-522-1104 大津市梅林一丁目3-10 滋賀ビル4階
	健康保険組合の任意継続の保険証をお持ちの方	・実施日以降お早めに	・加入先の健康保険組合にお尋ね下さい。	加入先の健康保険組合

●自動車運転免許証・自動車登録の変更手続きについて

- 事業区域内に住民登録があり、排気量50ccを超え125cc以下の自動二輪車、原動機付き自転車等をお持ちの方は、住所変更の手続きは必要ありません。
 なお、法人等は手続きが必要となりますので、彦根駅西口仮庁舎3階の税務課にお問い合わせ下さい。

事 項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
自動車運転免許証の住所(本籍)変更届	自動車運転免許証をお持ちの方	・実施日以降お早めに	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・手数料は無料 ・住所変更…住民票、健康保険証または公的機関やこれに準ずる機関(電気・ガス会社等)が発行した書類で新住所を証明するもの(発行6箇月以内)。複製不可。町名地番変更証明書(住所変更のもの)でも可 ・本籍変更…本籍記載の住民票。町名地番変更証明書(本籍変更のもの)でも可 ※本籍変更の場合は、書類を提出(返却できません。) ※代理人が同居の家族以外の場合は、委任状が必要です。代理人の確認のため、公的な証明(運転免許証、健康保険証等)をご持参下さい。 	彦根警察署 (交通課免許係) 0749-27-0110 彦根市古沢町660-3 ※住所・本籍変更は、滋賀県内の警察署であれば、どこでも手続きできます。 なお、本籍地のみ変更で、住所が滋賀県外の方は、住所地の警察署で手続きとなります。
自動車検査証等の住所変更届	白色のナンバープレートの付いた自動車をお持ちの方	・実施日以降15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・町名地番変更証明書 ・所有者・使用者の印鑑(代理申請の場合は委任状) 	手続きについては 滋賀運輸支局登録部門 守山市木浜町2298-5 050-5540-2064 滋賀運輸支局ホームページ (https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/shigasikyoku_top.htm)
	排気量250ccを超える検査対象の自動二輪をお持ちの方		<ul style="list-style-type: none"> ◆運輸支局等窓口で準備するもの 申請書(OCRシート) 税申告書 	自動車税については 滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298-2 077-585-7288
	排気量125ccを超え250cc未満の軽二輪をお持ちの方	・実施日以降15日以内	(注) 転居されている場合には、これらに加え別途必要なものがありますので電話等にてご確認をお願い致します。	手続きについては 滋賀運輸支局登録部門 守山市木浜町2298-5 050-5540-2064 滋賀運輸支局ホームページ (https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shiga/shigasikyoku_top.htm)
軽自動車検査証の住所変更届	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方	・実施日以降15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車届出済証 ・所有者・使用者の印鑑 ・町名地番変更証明書 ・自賠責保険証書 ・軽自動車税申告書 	車検証については 軽自動車検査協会滋賀事務所 050-3816-1843 守山市木浜町2298-3 軽自動車税申告書については 滋賀県市町村軽自動車税申告取扱事務所 077-585-7340 守山市木浜町2298-2

●不動産・法人等の登記について

- 不動産(土地、建物)に係る登記事項の表題部(土地の場合は、所在、地番、地目、地積、建物の場合は、所在、家屋番号)は、法務局が書き換えますので、皆様による手続きは不要です。
- 権利部(甲区)に記載の所有権登記名義人(所有者)の住所は、本人からの申請がなければ変更できません。不動産の売買や相続等の支障とならないよう住所変更登記を行っておく必要があります。
- 土地・建物は、実施日以降、登記簿閉鎖によって一時変更申請ができなくなるため、受付は閉鎖解除後となります。
- 証明書(市役所発行)提出で登録免許税は免除となります。

事項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
不動産(土地、建物)の所有者の住所変更(権利部 甲区)	区域内にお住みで、国内に土地、建物を所有している方	・実施日以降 お早めに	・登記申請書 ・証明書など ・詳細は、管轄する法務局にお尋ね下さい。	土地、建物等の所在地を管轄する法務局にお尋ね下さい。 彦根市内の不動産は 大津地方法務局彦根支局 0749-22-0291 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎2階
商業登記や法人登記の本店(主たる事務所)の所在地の変更	登記をしている会社、法人の代表者	・本店は、実施日から2週間以内 ・支店は、実施日から3週間以内	・登記申請書 ・証明書など ・詳細は、管轄する法務局にお尋ね下さい。	本店または支店の所在地を管轄する法務局にお尋ね下さい。 彦根市内の場合は 大津地方法務局登記部門 077-522-4671 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎
商業登記や法人登記の支店(従たる事務所)の所在地の変更				
商業登記や法人登記の代表者などの住所変更				

○登記事項証明書(土地) 見本

公用 滋賀県彦根市外町丁33-5		全部事項証明書 (土地)	
表題部 (土地の表示)		調製 [全頁]	不動産番号 *****
地図番号 [全頁]	筆界特定 [全頁]		
所在 彦根市外町字古江		[全頁]	
① 地番	② 地目	③ 地積 m	原因及びその日付〔登記の日付〕
133番5	雑種地	174	133番1から分筆 〔平成26年2月20日〕
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成25年12月6日 第*****号	原因 平成25年11月22日*** 所有者 彦根市古沢町***番地 彦根太郎

表題部
土地の場合は、所在・地番・地目・地積を、建物の場合は、所在・家屋番号を法務局が書き換えられます。皆様の手続きは不要です。

権利部(甲区)
所有者の住所地は、本人で変更する必要があります。

●各種業務・営業・専門資格等に関する手続きについて

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
国税(所得税、消費税、法人税等)	本店・支店等を設けている個人・法人の代表者	・税目によって手続きが異なりますので、お問い合わせ先にお尋ね下さい。		彦根税務署 0749-22-7640 彦根市立花町5-20
酒類販売業免許証の住所変更	酒類販売の免許をお持ちの方	・実施日以降速やかに	・異動申告書	
法人の県民税・事業税に係る法人の所在地変更届	事務所、事業所等を設けている法人の代表者	・実施日から1箇月以内	・法人の事業開始等届出書 ・登記事項証明書(写)	滋賀県西部県税事務所 077-522-9804 大津市松本一丁目2-1 大津合同庁舎1階
個人事業税に係る所在地変更届	個人で事務所、事業所等を設けている代表者	・実施日以降お早めに	・異動届出書 ・証明書	滋賀県東北部県税事務所 0749-65-6607 長浜市平方町1152-2 湖北合同庁舎1階
彦根年金事務所管内の社会保険に関する変更届	彦根年金事務所管内の社会保険に加入している事業主	・実施日から5日以内	・変更届 ・証明書	日本年金機構 彦根年金事務所 0749-23-1112 彦根市外町169-6
労災年金受給権者の住所変更届	労災年金受給権者の方	・実施日以降お早めに	・年金たる保険給付の受給権者の住所変更届	彦根労働基準監督署 0749-22-0654 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階
労働保険名称、所在地等変更届及び雇用保険事業主事業所各種変更届	労働保険(労災保険・雇用保険)の適用事業所	・実施日から10日以内	・労働保険名称・所在地等変更届 ・雇用保険事業主事業所各種変更届 ・証明書 ※保険適用によって手続きが異なりますので、お問い合わせ先にお尋ね下さい。 ※事務組合等へ委託の場合は、委託先に手続きを依頼して下さい。	彦根労働基準監督署 0749-22-0654 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階 彦根公共職業安定所 0749-22-2500 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階
警備業認定証、古物営業許可証・質屋営業許可証・銃砲所持許可証・風俗営業許可証、風俗関連営業届出確認証・深夜酒類提供飲食店営業届出確認証の記載事項変更届	許可証等をお持ちの方、届出事業所の代表者の方	・実施日以降速やかに	・許可証等 ・証明書 ・詳細は、お問い合わせ先にお尋ね下さい。	彦根警察署 0749-27-0110 彦根市古沢町660-3

事 項	該 当 者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
保健所関係の各種届出	<ul style="list-style-type: none"> ・特に手続きの必要はありません。 ・詳しいことは、お問い合わせ先にお尋ね下さい。 			滋賀県彦根保健所 0749-22-1770 彦根市和田町 41
宅地建物取引業者の事務所所在地変更	宅地建物取引業者の方	・実施日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿記載事項変更届出書 ・免許証書換交付申請書 ・免許証 ・法人は登記事項証明書の原本 	滋賀県土木交通部住宅課 077-528-4231 大津市京町四丁目1-1
宅地建物取引士(主任者)の資格登録簿の住所変更	取引士(主任者)の登録をしている方	・実施日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・取引士資格登録簿変更登録申請書 ・証明書 	
	取引士(主任者)証を交付されている方	・実施日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・取引士資格登録簿変更登録申請書 ・取引士(主任者)証 ・証明書 	
建設業許可にかかる営業所の所在地の変更	許可証を交付されている方	・実施日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書一式 ・印鑑証明書(法人は登記事項証明書の原本)など 	滋賀県土木交通部監理課 077-528-4114 大津市京町四丁目1-1
建築士事務所の所在地変更届	建築士事務所の開設者	・実施日から2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事項変更届 ・法人は登記事項証明書(原本と写) 	(一社)滋賀県建築士事務所協会 077-526-4476 大津市におの浜1丁目1-18 滋賀県建設会館3階
建築士の住所変更届	一級建築士または、二級・木造建築士の免許を持っている方	・実施日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士(二級・木造建築士)住所等の届出 ・本人確認できる公的な身分証明書の原本(運転免許証等) 	(公社)滋賀県建築士会 077-522-1615 大津市におの浜1丁目1-18 滋賀県建設会館3階
官公庁に登録・届出をしている本店・支店等の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁によって、対応が異なりますので、登録・届出先にお尋ね下さい。 			

●その他の手続について

事項	該当者	手続きの期間	必要書類等	手続き先 お問い合わせ先
パスポート(旅券)の住所変更	パスポートをお持ちの方		<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・パスポートの最終ページの裏にある「所持人記入欄」の住所をご本人で訂正して下さい。 	滋賀県パスポートセンター 077-527-3323 大津市におの浜一丁目1-20 ピアザ淡海内
自転車防犯登録の住所変更届	自転車の所有者(使用者)	・実施日以降お早めに	・住所氏名変更届	自転車を購入し防犯登録をされた自転車販売店 ※販売店閉店、購入先不明の場合のお問い合わせ先 滋賀県自転車防犯協会 077-522-7166
NHK放送受信料減免に係る住所変更	NHK放送受信料免除基準に該当する方		<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの必要はありません。 ・詳細は、NHKにお尋ね下さい。(NHKから確認のため電話等される場合があります。) 	日本放送協会(NHK) 大津放送局 077-521-3083 大津市打出浜3-30
NHK放送受信契約に係る住所変更	NHKと受信契約を結んでいる方			
大阪ガス	大阪ガスと契約を結んでいる方		・手続きの必要はありません。	大阪ガス(株)お客様センター 0120-8-94817
関西電力	関西電力と契約を結んでいる方		・手続きの必要はありません。	関西電力(株)コールセンター 0800-777-8062
電話(固定・携帯)、インターネット	・事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ね下さい。			
金融機関、保険会社のほか、お取引や勤務先等個人的なもので、住所変更を必要とするもの	・事業者によって対応が異なりますので、お取引先等にお尋ね下さい。			

問い合わせ先

彦根市都市建設部市街地整備課

〒522-0074

彦根市大東町2番28号 彦根駅西口仮庁舎3階

電話 0749-22-1411(代表) 内線227